# 平成31年第2回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年2月22日 13時30分~14時40分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

## 平成31年第2回海老名市農業委員会定例総会

平成31年2月22日「平成31年第2回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市 議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

 1番 鈴木 守
 2番 加藤 晃
 3番 清水 澄雄
 4番 瀬戸 正己

 5番 小島 富士男 6番 平井 敬
 7番 加藤 忠晴 8番 竹內 章人

 9番 尾上 富夫 10番 井出 彰
 11番 木島 稔 12番 森 征男

 13番 齋藤 孝一 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

 15番 中山 勇
 16番 塩脇 勉
 17番 新戸 和夫
 18番 守屋 福夫

 19番 宮台 孝治
 20番 細川 英治

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、 主査 加藤 謙次、 主事 柴田 康平

# 会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第8号 引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第3 議案第9号 農用地利用集積計画(案)について

日程第4 議案第10号 農地法第3条の下限面積に代わる「別段の面積」の設定について

### 審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地の使用貸借権の解約について
- (4) 農地の賃借料情報について (報告)
- (5) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間:午後1時30分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。また、農地利用最適化 推進委員の6名も全員出席をいただいております。定足数に達しておりま すので、会議は成立いたしました。

> 次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を 指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

> > (「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、13番委員、14番委員を指名いたします。

それでは、4. 報告事項の3ページ、4ページの(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況を報告した。)

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何か質 問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 本日は傍聴希望者があるようでございますが、傍聴につきましては、 農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開とすると規定され ておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって傍聴を許可された場合は許可といたします。そのときは傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めさせていただきます。

これより5の付議事項に入ります。

議案書5ページ、日程第1、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号6、7についてですが、■番委員が関係人として農業委員会に 関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終 了まで退席をお願いいたします。

## (■番委員退席)

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】それでは、議事を再開させていただきます。

受付番号6、7について、関連がありますので、一括して事務局から提 案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 6 、申請地は、中河内字■■■■■■、台帳地目、田、現況 地目、畑、■■■平米です。譲受人は、中河内■■■■■、■■■■、譲 渡人は、門沢橋■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移 転、目的は、交換による有効利用です。

続きまして、受付番号7、申請地は、中河内字■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米です。譲受人は、門沢橋■■■■■■■■■、 ■■■■、 護渡人は、中河内■■■■■、 権利の種類は、所有権の移転、目的は、交換による有効利用です。

現地の案内図及び写真は、資料1をご覧ください。写真①が受付番号6、写真②が受付番号7でございます。それぞれの申請地は近隣にあり、同じ規模の田と畑を交換して有効利用したいという申請です。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 交換ということなのですけれども、■■さんについては、親子で熱心に農業をやっていられるということでございます。また、申請理由は、交換による有効利用ということで、何ら問題はないと思います。■■さんについては説明することはありません。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。一括で結構でございます。
- 【主 査】 受付番号6の■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんと妻の■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は、年間300日、妻の■■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は、年間150日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台などを所有しています。また、周辺農地へ影響を及ぼすことがないように耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。

どちらの案件も、そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。

以上から、受付番号6、7ともに、特に問題ないと思われます。 以上でございます。

【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 どちらの農地もきれいに管理されていました。別に問題ないと思われます。

以上です。

【議 長】 受付番号6、7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、採決したいと思いますが、受付番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、受付番号7について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、受付番号7を承認とさせていただきます。
- 【議 長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 再開させていただきます。

続きまして、受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

- 【主 査】 受付番号8、申請地は、本郷字■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、■■■■平米です。譲受人は、門沢橋■■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料2-1、2-2にございます。以上でございます。
- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。
- 【13番委員】 譲受人の■■さんは、先ほどもお話ししましたように、■■さん夫婦、また、息子さんで熱心に農業をやっておられるということでございます。また、申請理由について、経営規模拡大ということで、何ら問題はな

いと思います。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況につきましては、先ほど受付番号7 でご説明したとおりでして、特にそれ以外の補足はございません。特に問題ないと思われます。

以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。11番委員。
- 【11番委員】 農地はきれいに管理されておりました。別に問題ないと思われます。 以上です。
- 【議長】それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、受付番号8について、承認とさせて いただきます。

続きまして、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号 9 、申請地は、本郷字■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか 2 筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■、■■
■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料 3 にございます。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。
- 【12番委員】 ■■■■さんは、十分な農業のことをやっておられますので、特に問

題ないと思われます。

以上です。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 【主 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■さんとその妻の■■さん、 事】 父の■さん、母の■■■さん、子の■■さんの5人が農業従事者だそうで す。経営主は、平成31年の農家台帳では、■■さんになっております。 農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は36年、年 間の農業従事日数は250日、妻の■■さんの農業経験年数は30年、農 業従事日数は250日、父の■さんの農業経験年数は70年、農業従事日 数は、年間100日、母の■■■さんの農業経験年数は63年、農業従事 日数は、年間100日、子の■■さんの農業経験年数は2年ですが、跡継 ぎということで、農業従事日数は250日だそうです。■■さん世帯の現 在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■ 米、合計、■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えて います。所有している機械は、耕運機1台、田植機1台、2トントラック 2台、トラクター3台を所有しております。また、地域集落の取り決めに 従い支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の 面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思 われます。

そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法 第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特 に問題ないと思われます。

以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。11番委員。
- 【11番委員】 どちらもきれいに管理されておりました。別に問題ないと思われます。

以上です。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

## (「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、受付番号10、11について、関連がありますので、一括して事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主 査】 受付番号10、申請地は、大谷北■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■平米です。譲受人は、大谷北■■■■■■、 □■■■■、譲渡人は、大谷北■■■■■■、□■■■■、持分2分の 1、■■■■、持分2分の1、権利の種類は、所有権の移転、目的は、 世帯内贈与です。

続きまして、受付番号11、申請地は、大谷北■■■■■■■■■、 台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおり で、合計、■■■平米です。譲受人は、大谷北■■■■■■、■■■■ 、譲渡人は、大谷北■■■■■、持分2分の1、■■ ■■、持分2分の1、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈 与です。

現地の案内図及び写真は、資料4にございます。

どちらの案件も、大谷北の■■■さんが共有で持っている農地を単独所 有にしたいという申請です。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。5番委員。
- 【5番委員】 ■■■さんは、将来的に子供の家を建てたいということで、ここは市街化区域内の農地でありますので、届け出さえすれば、それでオーケーなわけですけれども、その前に所有権をはっきり分けておきたいということのようです。世帯内贈与であり、特に問題はないかと思います。

以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

査】 ■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんと母の■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は、年間150日、母の■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は、年間60日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、大きなものは所有していないとのことですが、機械を所有している親戚に農作業を手伝ってもらっているとのことです。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。

以上から、受付番号10、11ともに、特に問題ないと思われます。 以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。11番委員。
- 【11番委員】 耕作はされていませんでしたが、農地として草刈りされていましたので、別に問題はないかと思われます。

以上です。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号10について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、受付番号11について、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手を求めます。 (挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 7ページ、日程第 2 、議案第 8 号 引き続き農業を行って いる旨の証明についてを議題といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 それでは、説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

まず、議案書の7ページをご覧ください。この受付番号4につきましては、被相続人は、大谷北■■■■■■■■、■■■■、相続人は、同じく大谷北■■■■■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年2月26日から平成31年2月22日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地内、■■平米、ほか3筆、議案書のとおり、いずれも生産緑地の畑で、合計、■■平米でございます。事務局のほうで2月13日に現地調査したところ、農地として適正に管理されていましたので、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決 をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第9号 農用地利用集積計画 (案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市はそれに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに、権利の設定の効果が生じます。

議案書をご覧ください。

受付番号9、借り手は、中河内■■■■■、貸し手は、本郷■■■■、間に乗りをする農地は3筆で、本郷字■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成31年3月1日から平成35年12月31日までの5年間です。農振農用地区域内の新規の計画で、借り手は、市内の認定農業者です。

補足説明を続けて行います。2月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

- 【議 長】 質疑のある方。
- 【4番委員】 事務局の方が間違えたと思うんですけれども、賃借の支払い方法は「年末迄に現金一括払い」と書いてあって、その左側に「10aあたり、玄米30kg」と書いてあるんですが。
- 【主 査】 申しわけございません。こちら、借り賃の支払い方法の欄が間違っておりまして、借り賃は「10aあたり、玄米30kg」ということで間違いございません。借り賃の支払い方法としては、「年末迄に現物一括払い」となりますので、申しわけございません、こちら、訂正をお願いいたします。

以上です。

【議長】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】それでは、意見のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、受付番号9について、採決をさせていただきたいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、受付番号9について、承認とさせて いただきます。

> 続きまして、議案書8ページから10ページ、受付番号10について、 事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 まず初めに、こちらの案件につきましても、議案書の記載に誤りがご ざいました。申しわけございません、お手数なのですが、訂正をお願いい たします。

議案書、一番右の欄、備考のところに「認定農業者」という記載がございますが、借り手の■■■■さんは認定農業者ではございませんので、受付番号10の備考欄から「認定農業者」の記載を削除してくださいますようお願いいたします。お手数をおかけして申しわけございません。よろしくお願いいたします。

また、受付番号10番につきましては、通常とは異なり、貸し手の■■ ■■さんが農業者年金の経営移譲年金を受給されている関係での手続となりますので、初めにその説明をいたします。

■■■さんは、もともとお父さんの■■■■さんから農地を借りて農業経営されていましたが、平成26年9月に■■さんに農地を返し、農業経営を移譲したことで、経営移譲年金を受けられるようになりました。その後、■■さんが亡くなり、■■さんが相続により農地を取得したため、今回の貸し借りが必要となったものでございます。経営移譲年金を受給するためには、農業所得の申告名義や、農業共済の名義を変える必要がある

ほか、農地を所有している場合は後継者に貸し付ける必要があります。■ ■さん世帯の農業経営主は■■■■さんであるため、今回、■■■■さんから■■■■さんへ、同じ世帯内ではありますが、貸し付けを行うということになります。

また、貸し借りの期間についても、通常と異なりますので、ご説明いたします。海老名市では、農用地利用集積計画による貸し借りの場合、更新手続の都合上、全て12月31日までとしておりますが、今回は平成31年3月1日から平成41年2月28日までと、ちょうど10年間の期間となっております。これは、経営移譲年金受給のためには、貸し付け期間を10年以上としなければならないという規定がございまして、その要件を満たすため、通常、年末までとしている期間を10年間となるように設定しているものでございます。

それでは、引き続き、提案説明を行います。

受付番号10、借り手は、杉久保北■■■■■■、■■■、貸し 手は、杉久保北■■■■■■■■、貸し借りする農地は28筆 で、中河内字■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか27 筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目 的は、水田及び普通畑、貸し借りの期間は、平成31年3月1日から平成 41年2月28日までの10年間です。農振農用地区域内及び農業振興地 域内の新規の計画で、借り手は、市内の農業者です。

補足説明を続けて行います。2月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきま

す。

受付番号10について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、日程第4、議案第10号 農地法第3条の下 限面積に代わる「別段の面積」の設定についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

農法第3条の許可にかかる審査要件の1つに、下限面積要件がありま 主 査】 す。下限面積要件とは、農地の権利を取得する者が権利取得後に耕作を行 う面積は一定の面積以上でなければならないとするものです。農地法の本 則では、その面積は原則50アールとされていますが、各農業委員会は、 これにかわる別段の面積を定めることができるとされています。海老名市 では、この50アールにかわる別段の面積を30アールと定めています が、これは、毎年修正の必要性を審議することとされておりますので、農 家基本台帳を更新したこの時期にご検討いただくため、提案をさせていた だくものです。昨年の検討では、30アール未満の農地を耕作している農 家が、市内全農家数の39.7%で、おおむね100分の40を下らないと判 断したことから、30アールの下限面積について変更を行いませんでし た。別段の面積の設定基準は、農地法施行規則第17条というところに定 められております。議案書11ページの一番下に条文が記載してありま す。こちらの確認をさせていただきます。

「一 設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること」、「二 別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること」、「三 別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること」、この3つが別段の面積の設定基準です。

議案書11ページの表をご覧ください。別段の面積の見直しの数値資料

です。海老名市内の耕作面積別の農家数を表にしまして、10アールごと に区切ってあります。一番上の行、海老名市全域というところの横の列を ご覧ください。平成31年1月1日現在の農地台帳(農家基本台帳)で把 握している海老名市の総農家戸数は760戸です。その右側、耕地面積規 模別農家数ですが、海老名市全域では、10アール以上20アール未満の 農地を耕作している農家が186戸、20アール以上30アール未満の農 地を耕作している農家が120戸、30アール以上40アール未満の農地 を耕作している農家が87戸、40アール以上50アール未満の農地を耕 作している農家が74戸、50アール以上の農地を耕作している農家が2 93戸、合計で760戸でございます。次に、その右側です。「耕地面積 規模別農家数割合 累積(%)」と書かれているところです。こちらを見 ますと、20アール未満の農地を耕作している農家は、市内全体の農家数 のうち24.5%、30アール未満の農地を耕作している農家数は、市内農家 全体のうち40.3%、40アール未満が51.7%、50アール未満が61.4%と いう数字になっております。この数字は累積になっておりますので、例え ば30アール未満の農地を耕作している40.3%という数字の中には、20 アール未満の農地を耕作している24.5%の方も含まれておりますので、ご 注意ください。

また、ここから別段の面積の検討をお願いしたいと思いますが、事務局 として次のように考えた案をお伝えさせていただきます。

まず、慣例から、旧海老名町の区域と旧有馬村の区域では、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一であると考えております。また、田んぼが1反およそ10アールであることから、それを単位として10アール刻みの面積区分を用いております。すると、耕作面積が現在の下限面積である30アールよりも小さい面積を耕作している農家数の割合は40.3%で、おおむね100分の40、40%というふうに捉えることができると考えております。したがいまして、下限面積を変更せず、30アールのままとすることを提案いたします。

以上でございます。

## 【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、別段の面積の30アールの変更は行わないこととしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということで、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、30アールの変更は行わないことと させていただきます。

以上で了承とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議に よらない案件を案件といたします。

(1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法は現況主義をとっておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら、現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっています。この証明が非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地であったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障を生じていないことなどの要件がありまして、全ての要件にかなう場合にのみ証明を出すことができます。

使用されていました。案内図及び現地の写真は、資料 5 にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、平成20年ごろから自宅敷地の駐車場として使用するようになり、現在に至っているとのことです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。2月13日に農地小委員会の17番委員、12番委員、5番委員と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は住宅の敷地として利用されていることを確認しました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

以上、報告になります。

- 【議 長】 それでは、農地小委員会の意見をお伺いいたします。17番委員。
- 【17番委員】 2月13日に中新田の■■さん宅へ現地を見に行ってきましたけれど も、現状のままでよいと思います。あと、境界も、全部周りには影響あり ませんと思っております。
- 【議長】それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号2について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 【主 査】 受付番号3、申請地は、中野■■■■■■、登記簿地目、田、■ ■平米、ほか1筆、議案書のとおりです。申請者は、中野■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ 現在の状況ですが、資材置き場及び駐車場として使用されていました。案内図及び現地の写真は、資料6にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、昭和55年ごろから、申請者が営む土木業の資材置

き場及び駐車場として使用するようになり、現在に至っているとのことです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。2月13日に農地小委員会の17番委員、12番委員、5番委員と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は資材置き場及び駐車場として利用されていることを確認しました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

以上、報告になります。

- 【議 長】 農地小委員会の意見をお伺いいたします。17番委員。
- 【17番委員】 ■■■■さん宅は、現地を見に行ってきましたけれども、境界もすっかり測量されておりまして、畑を■■■平米ということで、境界線もしっかりできておりました。周りには何の影響もありません。

終わります。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号3について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、14ページ、(2)生産緑地の斡旋について を案件といたします。

生産緑地番号7、22、31について、関連がありますので、一括して 事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 生産緑地の買い取り申し出に対し、市長は、買い取らない場合、当該 生産緑地において、農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得で きるようにあっせんすることに努めなければならないとされています。農 業委員会へこのあっせんの協力依頼が来ております。

現地の写真につきましては、別紙資料7をご覧ください。

続いて、生産緑地番号22、所在は、上郷■■■■■■■、現況地 目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、議案書のとおりです。こちらの案内 図及び現地の写真につきましては、別紙資料8をご覧ください。

続きまして、生産緑地番号31、所在は、上郷■■■■■■■■、現 況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、議案書のとおりです。こちらの 案内図及び現地の写真につきましては、別紙資料9をご覧ください。

これらの農地につきまして、平成30年第12回定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事者についての証明願が提出され、証明の決定がされました。平成30年12月28日付で、市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買い取りの申し出がされましたが、市では、買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対してあっせんの協力依頼が来ているところでございます。あっせんにつきましては、まず、ご自身でお考えいただき、また、周囲、地区の方に情報提供していただきまして、希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、3月14日、木曜日までに事務局へご連絡くださるようにお願いいたします。その結果を3月15日、金曜日に、海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただきます。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局から説明がございました。それでは、生産緑地番号7、22、31について、一括で質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方。
- 【16番委員】 22番なのですけれども、面積が■■■となっていますよね。たしか、生産緑地は500平米以上という決まりが以前あったと思うのですけれども、これ、記入の間違いとか、何か特別な事情があって面積が減ったのではないかと思うのですが、もし今わかれば教えてほしいし、わからないのであれば、次回、3月のときに状況を教えてほしいと思います。以上です。
- 【議長】事務局、わかりますか。
- 【事務局長】 お調べして、次回、お知らせしたいと思います。

【16番委員】 お願いします。

【事務局長】 16番委員、よろしいですか。

【16番委員】 了解しました。

【議長】ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでございますので、生産緑地番号7、22、31について、 一括で了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。 続きまして、生産緑地番号30について、事務局から提案説明をお願い いたします。
- 主 事】 もう1件、農業委員会のほうへあっせんの協力依頼が来ております。 こちらは、生産緑地番号30、所在は、上郷■■■■■■■■、現況地 目、畑、台帳地目、畑、■■■平米のうち■■■平米、議案書のとおりで す。こちらの案内図及び現地の写真につきましては、別紙資料10をご覧 ください。こちらの農地につきましても、平成30年第12回定例総会に おきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事 者についての証明願が提出され、証明の決定がされました。平成31年1 月15日付で、市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買 い取りの申し出がされましたが、市では、買い取らないことが決定されま した。その後、市から農業委員会に対してあっせんの協力依頼が来ており ます。あっせんにつきましては、こちらもご自身でまずお考えいただき、 また、周囲、地区の方に情報提供していただきまして、希望される方がい らっしゃいましたら、議案書にございますとおり、こちらは3月20日、 水曜日までに事務局へご連絡くださるようにお願いいたします。その結果 を3月22日、金曜日に、海老名市の都市計画課へ事務局から報告させて いただきます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から提案説明がございました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑がないようでございますので、生産緑地番号30について、了承 とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、(3) 農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地の使用貸借について、期間途中に解約をする場合には、農業委員会に届け出をしていただいております。今回、農業委員会で決定した農地利用集積計画に基づく農地の使用貸借について解約したことの届け出を受け付けましたので、報告いたします。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号1について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書16ページ、(4)農地の賃借料情報について(報告)を 案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 平成21年の農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、標準小作料に変わり、農業委員会が地域ごとの賃借料の動向の情報を提供することとなりました。この情報は、農業委員会だよりやホームページで公開してまいります。

議案書の16ページをご覧ください。海老名市農地賃借料情報、こちら は平成30年1月から12月までに締結された賃貸借における10アール 当たりの賃借料水準を示しているところになります。まず、田の部、平均 額6,900円、最高額1万500円、最低額2,600円、データ数は25件(5 7筆) でございます。次に、畑の部、平均額9,800円、最高額1万7,800 円、最低額4,800円、データ数は10件(23筆)になります。算出方法 としましては、賃借権設定の公告もしくは許可があった田28件、畑13 件の10アール当たり賃借料のそれぞれの平均値を算出いたしまして、こ の平均値から特別な事情のもとで賃借されたと推測されるもの、具体的に は平均値のプラスマイナス70%の範囲を超えるものを除いた賃借料によ り算出しております。田3件(3筆)、畑3件(4筆)が、この特別な事 情のもとで賃借されたと推測されるものに該当したため、それを除いた田 25件(57筆)、畑10件(23筆)の賃借料から算出したものが、こ の議案書に記載されております。水稲で現物払いをしている場合には、玄 米60キログラム当たり1万1,300円に換算しております。換算に当たっ ては、JAさがみ海老名営農センターのうるち米の買い取り価格を用いて おります。賃借料の金額は、算出結果の100円未満を四捨五入し、10 0円単位としております。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、ただいまの農地の賃借料情報について、承認とさせていた だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、承認とさせていただきます。 次に、議案書17ページから18ページまでの農地転用届出による専決 処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号1から3までの3件と、農地法第5条の受付番号1から3までの3件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原 則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されております が、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合 には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地 法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書の17ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成31年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から3までの3件、田、524平米、畑、21平米、合計、545平米です。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成31年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から3までの3件で、田、14平米、畑、2,272.78平米、合計、2,286.78平米になります。以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議 長】 一括して質疑を受けたいと思います。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、農地法第4条の受付番号1から3まで、農地法第5条の受付番号1から3までの3件について、一括して了承としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしということですので、了承とさせていただきます。 次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 事務局から何かありますか。

【事務局長】 本日、机の上に、資料11というA4の両面の1枚ものを置かせていただきました。その件につきましてご説明させていただきたいと思います。

内容は、海老名市農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の要綱の設置ということでございます。こちらにつきましては、農業委員の選考の関係は、1月17日に選考委員会を開かせていただいて、候補者の決定をさせていただきました。あと、今ご提案させていただく農地利用最適化推進委員さんにつきましては、3年前、前回につきましては、2月の総会の場で皆さんにお諮りしましたけれども、いろいろその後、各市等、情報等ありまして、農業委員と同じような形で選考委員会を設置して決めていられるというところが多うございましたので、海老名市におきましても、この要綱を制定させていただきたいという内容でございます。

皆さんご存じのように、農業委員会の法律では、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者から、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されております。また、農業委員会は、推薦及び募集に応募した方の人数が推進委員の定数を超えた場合には、関係者からの意見の聴取ですとか、その他、委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるようにしなければならないというような規定もございます。そういったことから、各市では選考委員会等を開いているというような状況でございます。

それで、資料11をご覧いただきたいのですけれども、内容としましては、農業委員の選考の要綱とほぼ同じなのですが、真ん中の下に、第4条というところで選考委員というのがございます。こちらにつきましては、

- (5)までございます、農業委員会の会長及び同職務代理者、また、
- (2) としましては、海老名の農業委員会には小委員会がございますので、あっせん委員会からお1人、農政小委員会からお2人、農地小委員会からお2人というメンバーで選考委員会を設置して、農地利用最適化推進委員の選考をさせていただければと思ってございます。5条では、選考委員会には委員長、副委員長を置かせていただきたいというような内容でご

ざいます。

できればきょう、事前にお示ししていなくて大変申しわけないのですけれども、ご意見等いただいて、ご了承いただければ、本日からこの要綱を施行させていただいて、きょうの総会が終わりました後、若干お時間をいただいて、早速、選考委員会を開かせていただければと思っております。

- 【議 長】 今、事務局から説明がございました。要綱どおりでよろしいかどうかでございますが、ご異議ございませんか。
- 【4番委員】 確認ですけれども、要綱の中に、募集委員は初めから入れなかったんですね。
- 【事務局長】 こちらの要綱、あくまでも選考する過程といいますか、そこの組織のことだけでございまして、具体的な人数ですとかは、また別の募集要項ですとか、そういうところで定めさせていただいております。
- 【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでございますので、この要綱どおりでご了承いただきたいと 思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 異議なしということですので、了解とさせていただきます。
- 【事務局長】 どうもありがとうございます。それで、大変急で申しわけないのですけれども、この総会、全て終わりましたら、早速、お時間をいただいて、選考委員会を開かせていただきたいと思います。それで、先ほど選考委員ということでお示しさせていただきました、会長と職務代理には入っていただきまして、あと、あっせん委員のほうから、大変申しわけないのですけれども、11番委員、お願いしたいと思っております。あと、農政小委員会のほうは、6番委員が委員長になってございますので、6番委員と、あと、8番委員、お願いいたします。あと、農地小委員会のほうは、17番委員と12番委員にお願いしたいと思います。急で大変申しわけないのですけれども、終わりました後、またお声かけしますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【議 長】 今、事務局から選考委員のお話がございました。よろしくお願いした いと思います。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 慎重な審議、ありがとうございました。

委譲で、閉会といたします。

きょうはありがとうございました。

(終了 午後2時40分)